

中堅・中小企業の海外進出をJBICがバックアップします!

コロナ禍に翻弄されて2年以上が過ぎ、世界はウィズ・コロナに向けて動き始めた。中堅・中小企業も新たな市場や製造拠点を求めて、海外に目を向けるケースが増えている。そんなチャレンジ精神を持った企業の海外事業展開を支援するJBICのメニューを紹介しよう。

JBICでは大企業のみならず、国内企業の99%以上を占める中堅・中小企業の海外事業展開に対する融資も積極的に行っている。2012年以降、中堅・中小企業向けの支援実績を年々伸ばし、2021年度の実績は116件、件数ベースで全体の約55%を占めている。

JBICの中堅・中小企業向け支援制度の対象は、①原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員数が300人以下(製造業の場合)の中小企業及び個人②資本金10億円未満の中小企業以外の中堅企業だ。資金の対象は海外事業に必要な設備投資、M&Aなど。

制度上の大きな特徴は3つ。1つ目は地銀や信金など民間金融機関との協調融資によるクロスボーダー融資もしくは国内融資いずれも可能であること。一部の民間銀行とリース会社については、JBICからこれら金融機関を経由したツー・ステップ・ロー

ンも取り扱う。

2つ目は豊富な国際金融の経験に基づき、多様な融資手法により支援できること。たとえば、JBICでは、円・米ドル・ユーロ建てに加え、人民元やタイバーツ、インドネシアルピア、インドルピー、メキシコペソ、南アフリカランドなどの多様な現地通貨建て融資の取扱いが可能で、為替リスクを低減できる。

3つ目は政府系金融機関としての強みを生かした支援。各国の駐在員事務所を通じた各種支援体制の活用。海外事業では各種申請や手続きなどが必要だが、融資に係る現地での承認や登記など必要な手続きは国ごとに異なる。JBICでは投資環境に関する情報提供や、現地政府とのトラブル解消を始めとする現地で必要な支援を提供している。さらに進出先が二国間租税条約締結国ならば利子にかかる源泉税が免除され、金利負担も抑えられる。

これまでに製造業による工場設置や新

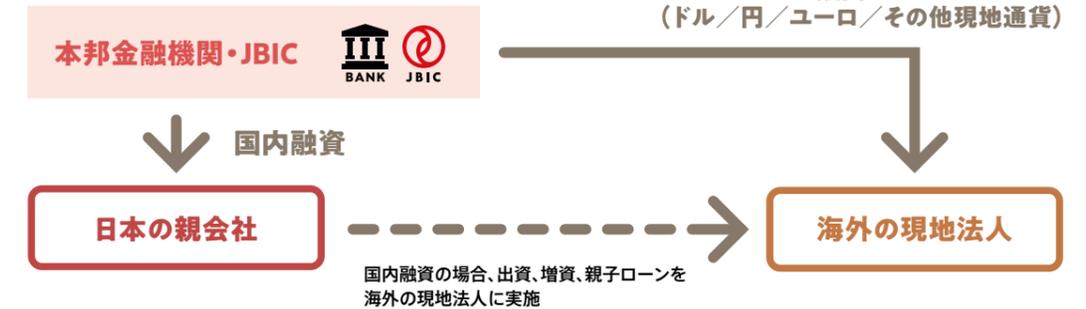
規市場開拓などのほか、飲食業やサービス業の海外進出支援といった実績もある。融資金額の多寡は問わず、企業戦略に沿った海外展開を支援している。また、環境問題等の社会課題を解決するような、ソーシャルインパクトの大きい事業も積極的に支援する方針。融資相談窓口は東西2カ所(東京と大阪)にあるので、気軽に相談してみたいかがだろうか。

融資までの流れは以下の通り。まず事業概要や希望条件をヒアリングし、それをもとに融資を行う民間金融機関を交えて枠組みを検討。関係者の目線が合えば融資申込を経て融資審査に進む。審査に際しては財務データや資金計画などの資料が必要で、普段から取引のある民間金融機関の協力が欠かせない。融資が決定した案件はJBICからプレスリリースを発行している。この情報発信による反響は大きく、新たな取引先が見つかるなどの波及効果が生まれている。

融資形態

民間金融機関(地銀/信金/メガバンク等)との協調融資によりクロスボーダー融資と国内融資のいずれでも取扱いが可能です。また一部の民間銀行とリース会社については、JBICからこれら金融機関を経由したツー・ステップ・ローンの取扱いをしています。

クロスボーダー融資/国内融資



協調融資に際し、JBICの融資と民間金融機関の融資条件(通貨、期間、金利等)が異なる場合も対応可能です。JBICの融資割合は所要資金の7割が上限となります。

融資金額

具体的な融資金額に特に定めはございません。お申込みいただいた案件毎にお客様のご要望を踏まえて審査・決定致します。

融資通貨

米ドル、ユーロ、円のほか、現地通貨(タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、人民元、メキシコ・ペソ、インド・ルピー、南アフリカ・ランド等)も対応可能です。

担保、保証

個別審査や協調融資を行う民間金融機関とも協議の上、決定させていただきます。

手続き

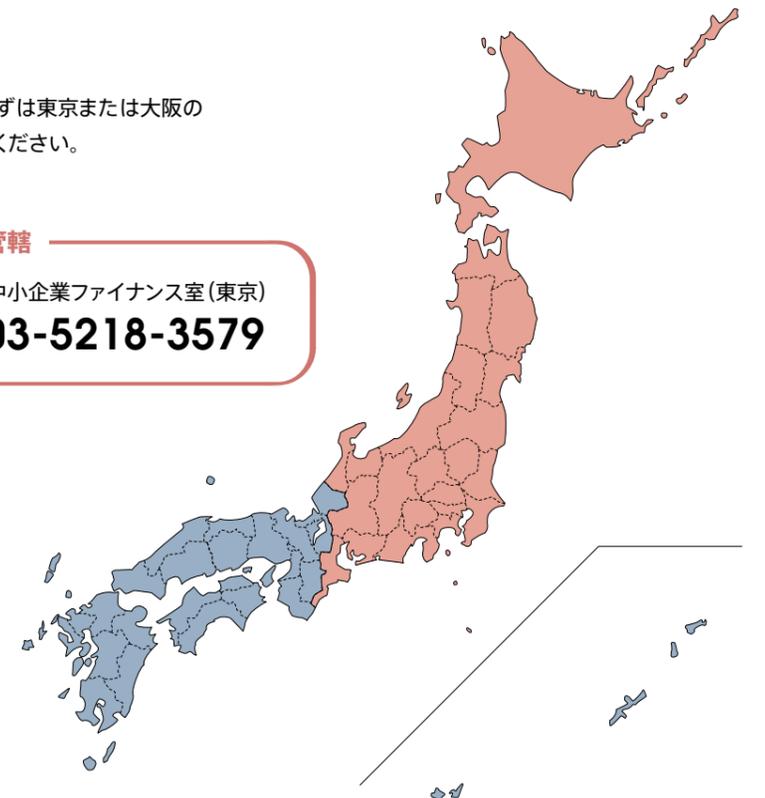
融資をご希望される場合、まずは東京または大阪の相談窓口にお気軽にご連絡ください。

東京管轄

中堅・中小企業ファイナンス室(東京)
電話 **03-5218-3579**

大阪管轄

大阪支店 中堅・中小企業ユニット
電話 **06-6345-4100**



中堅・中小企業が行う海外事業向け支援制度

JBICは、多様化する中堅・中小企業の海外事業の資金ニーズに対応して以下の融資制度を設けております。

対象となる方

1 中小企業:原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員数が300人以下(製造業の場合)の企業及び個人を指します。

2 中堅企業:資本金10億円未満の企業を指します。

※中小企業の定義については業種毎に資本金・従業員数の定めが異なる場合があります。また一部業種(農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業(住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る)は対象外となります(大企業と同じ扱いとなります)。詳しくはお問い合わせください。



資金使途

原則として、開発途上地域における事業に必要な以下の資金が対象となります。また、特定分野については、先進国での事業に対する融資等も可能です。詳しくは個別にお問い合わせください。

- ・設備投資資金
- ・M&A資金など

融資実行 までの プロセス

「海外事業の概要」や「融資希望条件」をヒアリングさせて頂いた後、「協調融資を行う民間金融機関」（一般的にはお客様の取引金融機関となります）と協議をさせていただきます。具体的な融資実行までのステップは下図の通りになります。

融資決定まで通常2カ月程度、融資決定から融資実行まで2～3週間程度を目処
 （※協調融資を行う金融機関の融資プロセスや、現地での登記手続きなどで、これよりも時間を要する可能性があります。）



さまざまな
事業へ支援
しています

コロナ禍のリモート対応では難しかった投資判断 海外との往来再開とともに新規事業開拓が本格化

JBICに対して「大企業向け」「エネルギーなど基幹産業が対象」といった印象をお持ちの方は少なくないようです。しかし、2012年に株式会社として組織再編を実施して以降は、「中堅・中小企業支援」を一つの柱として明確に位置付け取り組んでいます。当時は自動車のサプライヤの海外進出が盛んで、2015年度は中堅・中小企業向けに133件の融資を行いました。これは全融資案件数の約46%に相当します。

これまでJBICでは一部の事業を除き、途上国の事業を支援対象としていましたが、コロナ禍では企業規模にかかわらず多彩な支援が必要になったため、先進国での事業も対象とするなど新たな施策を打ち出しました。それにより、コロナ禍前には及ばないものの、直近2年間は年間110件以上の中堅・中小企業向け支援を行うことができました。

株式会社化からの約10年を振り返ると、さまざまな要因で海外事業に挑戦する中堅・中小企業が増えています。コロナ禍は未だ収束していませんが、ウィズ・コロナに政策を転換した国が始め、ビジネス

の動きも活発になってきました。特に製造業や電気自動車等のモビリティ産業は要注目です。脱炭素への対応に加えて、新たなビジネスチャンスをつかもうという機運が高まっています。これまでは投資をしたくともリモートだけで判断するのは難しく、海外での活動を抑えていた企業もありますが、渡航制限の緩和とともに海外との取引増加が見込まれます。

前向きな話題がある一方で、ロシア・ウクライナ情勢やエネルギー価格の高騰、為替の変動など、留意すべき事象があるのも事実で、JBICは政府系金融機関としてSDGsや地政学なども踏まえた適切な情報提供に努めています。

JBICでは中国やベトナムなど7カ国について個別の投資環境資料を定期発行し、無料で配布しています。また、中国やASEANなどにある駐在員事務所とつないだオンラインセミナーを継続的に開催し、現地の生の情報をお届けしています。特に初めて海外進出する場合は現地事情が分からず、事業計画の立案にも苦労されると思いますので、ぜひご



中堅・中小企業ファイナンス室長(当時)
日塔 貴昭

相談ください。

なお、融資は民間金融機関との協調融資を基本としています。言い換えれば、民間金融機関の融資がなければ、JBICも融資ができません。中堅・中小企業のみならずには普段から為替や預金などで取引がある民間金融機関の信用を得ていただきたと思っています。

よくあるお問い合わせ

Q どのような融資の相談ができるのでしょうか。

A 海外で事業を行う中堅・中小企業を民間金融機関と協調で支援しております。対象資金は海外現地法人等の設備投資資金等になります。また、リースや買収資金(M&A)の融資も取り扱っています。したがって海外事業に関連した事業であっても国内で実施されるもの(例えば輸出のための国内生産、研究開発等)の資金は対象となりません。また輸出入代金の融資は輸出金融・輸入金融として別の取扱いとなります。個別にご相談下さい。



Q 融資金額や期間に定めはあるのでしょうか。

A 短期融資(1年以下)は取り扱っていません。それ以外に具体的な融資金額や期間に特に定めはございません。ご相談いただいた案件毎にお客様のご要望を踏まえて審査・決定致します。

Q 申し込みにあたって必要書類はあるのでしょうか。

A 決算書、投資計画概要、登記確認資料等をお願いしておりますが、具体的にお願いする資料については、東京または大阪の窓口にご相談ください。

Q 対象業種に制限はありますか

A 製造業だけでなくサービス業など幅広くご利用可能です。但し、農業・林業・漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業(住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る)については大企業と同じ扱いとなります。

Q JBICを利用するメリットは何ですか

A 中堅・中小企業向け融資に対する金利面での優遇のほか、米ドル、ユーロ、円だけでなく様々な現地通貨建ての融資もご利用いただける点もポイントです。このほか、大きく分けて以下の3つのメリットがございます。

メリット1

- 政策金融機関としてのステータスを活かした事業のサポート
- ◆海外融資の経験・ノウハウ共有(対外借入規制や借入諸手続等への助言)
 - ◆現地政府との直接対話ルート確保(許認可トラブル等の対応)
 - ◆二国間租税条約に基づき利払に係る源泉税は免除
 - ◆外貨交換・送金規制等のポリティカルリスクの補完
 - ◆外債登記等のサポート

メリット2

- 海外関連情報の提供
- ◆海外投資セミナー等の開催
 - ◆駐在員事務所からの情報提供等
 - ◆投資環境資料の無料提供



メリット3

- その他ご事業のサポート
- ◆無料の会計・法律相談(融資案件等に関し、内談段階から提供可能)
 - ◆JBICプレスリリース等による広報

現地の
サポートも
ご利用
ください

現地中央銀行への事前申請などの手続きは 現地事情に通じたローカルスタッフがサポート

海外の駐在員事務所は現地にいる強みを生かし、営業部の案件サポート、情報収集、政策対応などを担っています。

ベトナムでは国外からの借入れ、かつ1年を超す長期融資についてはベトナム国家銀行(中央銀行)に事前申請が必要ですが、様々な理由で申請がスムーズに進まないことがあります。こうした問題の解決に向けては、JBICのローカルスタッフが間に入り、状況説明や書類確認などの支援を行っています。

また、ベトナムにおいては、日越間の租税条約に基づき、JBICに対する利息の支払いにかかる源泉税は免除されますが、地方税務署の担当者によってはJBICの名前を見るのも免除申請を受けるのも初めての場合があり、見慣れぬ書類が原因で手続きが進まないこともあります。こうした場合にも、税務署にJBIC融資について説明を行ったり、追加書類の準備を実施する等して、柔軟にサポートを行っています。

大企業は会計や財務、調査など、それぞれの担当者がおられますが、中堅・中小企業は限られた人員

で多くの業務にご対応されていることが多く、JBIC現地事務所へのご相談も増えています。特にベトナムは制度の運用の不透明さも指摘されています。たとえば、同じ法制度を運用する場面でも、地方や担当者によって解釈が異なるということが起こります。ハノイ駐在員事務所ではこうした現地特有の事情を踏まえて、中堅・中小企業の海外事業をご支援するとともに、ベトナム政府との政策対話等を通じて事業環境の整備を働きかけています。

他方、いくつかの課題があるとはいえ、JBICが2021年に実施した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」では、コロナ禍中の実施であったにも関わらず、多くの企業がベトナムの「現地マーケットの今後の成長性」を有望視しているとの結果が出ています。足元ではベトナム政府がウィズ・コロナに舵を切ったことで、経済活動が活発化しています。以前は安価な人件費や、手先の器用さ・真面目さといった労働力の質の高さに惹かれて進出する企業が多かったのですが、昨今では、これに

加え、サプライチェーン再編に伴うリスク分散、近隣諸国へのアクセシビリティ等の面からも注目を高めるなど、投資先としての魅力も多様です。

ハノイ駐在員事務所では以前から中堅・中小企業の支援に力を入れ、折々で支援制度をご紹介している他、ベトナム進出を決める前の段階からご相談に乗ることもあります。小規模事業のご支援も可能ですので、お気軽にお声をかけてください。



ハノイ駐在員事務所 安居院徹首席(右から4番目)・池永あずさ駐在員(左から3番目)とハノイ駐在員事務所のスタッフ。現地の法制度や商慣行に詳しいローカルスタッフは頼もしいパートナー。